

2017

MOTORCYCLE SPORTS RULES



MOTOCROSS

モトクロス



CONTENTS

▼付則15 モトクロス競技規則

1 適用の範囲	231
2 モトクロス	231
3 コースの仕様	231
4 レース中の公式シグナル (合図)	231
5 出場車両	232
6 MFJ公認車両	232
7 ライダーの装備	232
8 クラス名称と排気量区分	233
9 出場申し込み	234
10 参加受理	234
11 公式通知・タイムスケジュール	234
12 参加定員	234
13 ゼッケンナンバー	234
14 燃料およびオイル	235
15 出場受付	235
16 車両検査	235
17 ライダーの変更	236
18 車両の変更	236
19 部品の変更	236
20 フリープラクティスまたは公式練習	236
21 ピットおよびサインエリア	237
22 公式予選	237
23 決勝レース出場台数	237
24 スタート位置の決定方法	237
25 ウォーミングアップ	237
26 レース	238
27 レース終了	240
28 優勝者、順位、完走者および得点 (ポイント)	240
29 レース後の車両検査	240
30 レースおよび大会の延期、中止等	241
31 抗議	241
32 レース中の違反行為に対する罰則	241
33 環境への配慮	242
34 本規則の解釈	242
35 本規則の施行	242

▼付則16 2017年全国日本モトクロス選手権大会特別規則

1 公示	243
2 競技会開催日程等	243
3 運営・実行組織	243
4 開催部門・クラス	243
5 参加資格	243
6 出場申し込み	244
7 出場料	244
8 参加受理	244
9 競技内容	244
10 賞および得点 (ポイント)	245
11 出場車両	246
12 ゼッケンナンバー	246
13 ガソリンおよびオイル	247
14 車両検査	247
15 車両の変更	248
16 フリープラクティスおよび公式練習	248
17 決勝レース出場資格	248
18 スタート	249
19 レース	252
20 レース後の車両検査	252
21 総合順位の決定方法	252
22 抗議	252
23 本規則の解釈	252
24 本規則の施行	253
付則	253

▼付則17 モトクロス基本仕様

▼付則18 国内モトクロスの仕様

▼付則18-1 国際B級の仕様

▼付則18-2 50ccクラスの仕様について

2017年チャイルドクロス開催概要

※規則変更点は太字で示されています。

付則 15

モトクロス競技規則

MFJ MOTOCROSS

モトクロス

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内すべてのMFJ公認モトクロス競技会に適用される（世界選手権を除く）。

2 モトクロス

モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような地形の場所で行われるクロスカントリーレースである。

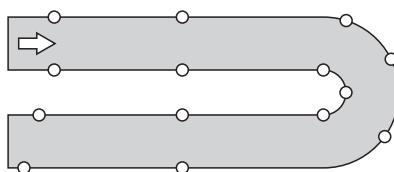
3 コースの仕様

コースの長さは1周を3km以下とし、その幅は少なくとも追い越し可能なゆとりを持たせなければならない。また、コースや付帯設備は、別に定めるモトクロス会場に関する規則に準拠し、適切なレーシングコンディションと安全性が確保されていなくてはならない。

●コースの定義

- ・コースの端は白杭もしくはコーステープ等で示される。
- ・進行方向左右の白杭（またはテープ等）の間をコースとする。
- ・同じ側の杭と杭の間は、原則としてその間を結ぶ直線上をコースと見なす。

○=白杭



4 レース中の公式シグナル(合図)

ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。

- 4-1 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

シグナル	意味	
赤旗	レース時全員走行停止・スタート時、フライングのためスタートやり直し	
黒旗と黒地に白文字でゼッケンを記したボード	サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。	
黄旗	速度を大幅に減速、停止準備、追い越し禁止、大幅に減速してジャンプを通過すること	
	静止	この先に転倒または事故現場がある
	振動	転倒、事故発生現場を示す
	※静止提示～振動～転倒・事故発生場所を通過した区間までを適用範囲とする。	
青旗（振動）	警告、ラップされようとしている	
緑旗	レーススタート時におけるコースクリアを示すため、およびエンジン始動の合図に使用される場合がある。	
チェッカー旗（白黒）	レース終了	
白旗	コース内で救護活動が行なわれている。救急車等が介入している。	

- 4-2 競技内容が示されている規定の時間を経過した後、トップのライダーがゴールを通過した時点から、残りの周回数を示すボードが提示される。

5 出場車両

車両は、第3章競技会 [17]出場車両] (41頁) の限度を充たし、安全上完全に整備されており、メインフレームおよびクランクケースには認識番号が刻印されているかまたは認識マークが表示されていなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両または車両検査にて不合格となった車両は競技会に出場することはできない。

6 MFJ公認車両

公認競技会において開催されるIA以外のクラスは、MFJ公認車両でなければならない。

MFJ公認車両は、[MFJ公認車両] (369頁～) およびMFJホームページ (<http://www.mfj.or.jp>) を参照。

7 ライダーの装備

- 7-1 ヘルメット：第3章競技会 [16]ライダーの装備] (41頁) を参照のこと
- 7-1-1 ヘルメットはMFJがモトクロス用として公認したものでなければならない。
- 7-1-2 MFJ公認ヘルメットには、MFJ公認マークが貼付されている。
 ※MFJ公認マークの見本は404頁参照
 ※MFJ公認ヘルメットリストは379頁参照
- 7-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。
 〈使用が認められない例〉
- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）があるもの
 - 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕があるもの
 - 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み等）のあるもの
 - 4) アゴ紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障のあるもの
 - 5) シールドのある場合、シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れのあるもの
- 7-1-4 MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査を受け、公

- 認ヘルメットと判明した時点で、公認シールが車検員によって貼付することができる。その際、特別検査料1,000円を支払わなければならない。
- 7-2 ヘルメットおよび装備品へのウェアラブルカメラ（各種取付ステーも含む）等の装着は禁止する。
- 7-3 ゴーグル
ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。
- 7-4 ライダーの服装
- 7-4-1 服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものであってはならない。
- 7-4-2 自由な動作を妨げない長袖のジャージと長ズボンを着用しなくてはならない。
- 7-4-3 適切な素材製のグローブと、ヒザ下までを保護する皮革または皮革と同等の強度を持った樹脂等で形成されたブーツの着用が義務付けられる。
- 7-4-4 バックプロテクター・チェストガード（プレストガード）・ニーブレース等のプロテクター類を装着することが強く推奨される。
- 7-4-5 下記の保護部位は、ウェアに皮革製のパッドが装備されているか、または衝撃緩衝効果のある素材（発泡ウレタン等）で覆うことが強く推奨される。ウェアにパッドが装備されていない場合は、外側が硬質の素材で内側は衝撃緩衝効果のある素材で出来た別体式のプロテクターを下記部位に装備することが強く推奨される。
＜保護部位：肩、ヒジ、腰部およびヒザ＞
- 7-4-6 マウスガード（マウスピース）
口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードが装着を推奨される。
マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように赤色以外の明るい色が望ましい。
常時噛み合わせをしていないと固定されないタイプのもは、誤飲防止の為、使用を禁止する。

8 クラス名称と排気量区分

8-1 クラス名称

名 称			
IA1	IA2		レディース (LMX)
IB1	IB2	IBOPEN	ジュニアクロス (J85/JX)
NA1	NA2	NAOPEN	ジュニア65 (J65)
NB1	NB2	NBOPEN	チャイルドクロス (CX)

参加者は、第3章競技会 [13]競技参加者] (39頁) に合致していなければならない。

※その他、「8-2排気量区分」にあわせたクラス名称を主催者でつけることもできる。

8-2 排気量区分

クラス	排気量		ライセンス ※①							最多気筒数	最多変速段数
	2ストローク	4ストローク	MXIA	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	他		
チャイルドクロス (承認50cc)	50ccまで	50ccまで	×	×	×	×	○	○	※②	1	—
ジュニア65 (承認)	49ccを超え65ccまで	49ccを超え110ccまで	×	×	×	×	○	○		1	—
85 ※③	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	○	×		1	6
レディース (85cc)	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	○	×	女性	1	6
2	100ccを超え125ccまで	175ccを超え250ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6
1	175ccを超え250ccまで	290ccを超え450ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6
OPEN	100ccを超え125ccまで 175ccを超え250ccまで	175ccを超え250ccまで 290ccを超え450ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6

※① 略称…MXIA (国際A級)、MXIB (国際B級)、MXNA (国内A級)、MXNB (国内B級)、MXJ (ジュニア)

※② チャイルドクロス (承認50cc) は小学校3年生以下のMXジュニアライセンスまたはPCライセンス所持者が参加対象

※③ ジュニアクロス (ジュニア85) は、MXJライセンス所持者のみ参加対象

9 出場申し込み

- 9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則に明記される。
- 9-2 出場申し込み手続き
- 9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要な事項をすべて記入し、出場料を添えて大会事務局に提出しなければならない。
- 9-2-2 2クラス以上に出場を申し込む場合、申込書は1枚でよい。ただし、2クラス以上の出場に必要な事項をすべて記入すること。万一記入漏れのあった場合、申し込みを拒否される場合がある。
- 9-2-3 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 9-2-4 締切日以降の申し込みおよび電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。
- 9-3 ピットクルー
PCライセンスにおいては、当該年度有効なライセンスカードに、ライダーとともに登録されている保護者（1名）をピットクルーとして登録することができるが、J（ジュニア）・NB・NA・レディース・IB・IAは別途ピットクルーライセンスが必要である。

10 参加受理

- 10-1 必要事項を記入した出場申込書、および所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理した者のみ、参加受理書が発送される。
- 10-2 大会が中止された場合、または参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれにあてはまらない）出場料が返却される。
- 10-3 いったん受理された出場料は、上記10-2および第3章競技会 [29競技会の延期および中止等]（44頁）の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

11 公式通知・タイムスケジュール

公式通知およびタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。
第1章総則 [5]大会特別規則ならびに公式通知]（28頁）

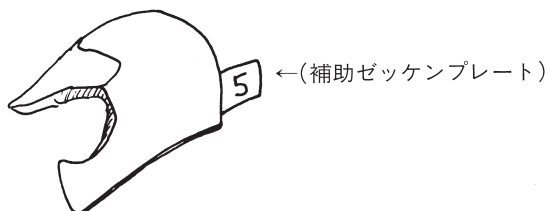
12 参加定員

定員は定めない。

13 ゼッケンナンバー

- 13-1 ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体および色で記入しなければならない。付則17モトクロス基本仕様 [3]-15ナンバープレート]（259頁）
- 13-2 ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正し、再度車両検査を受けなければならない。
- 13-3 レース中、ナンバープレートや配布されたゼッケンを装着せずに走行したり、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行してはならない。ゼッケン未装着や異な

- ったゼッケンで走行した場合、その周回数は記録されない。
- 13-4 雨天時において、競技監督が判断した場合、ヘルメット後部に補助ゼッケンプレート（9 cm×9 cm程度）を取り付けなければならない。



- 13-5 雨天時に、補助ゼッケンの装着の妨げにならないヘルメットカバーの使用は、認められる。

14 燃料およびオイル

- 14-1 ガソリンは無鉛ガソリンに制限される（AVガス、航空機用燃料等は使用できない）。ガソリンおよびオイルに関する詳細は第3章競技会 [18燃料およびオイル]（42頁）および付則17モトクロス基本仕様 [4燃料、燃料／オイルの混合液／冷却水]（261頁）による。
- 14-2 ガソリンの銘柄およびその詳細が主催者によって指定された場合は、指定ガソリンを使用しなければならない。
- 14-3 ガソリンの運搬については、消防法第16条の規定に従った方法で行わなければならない。

15 出場受付

- 15-1 出場受付の時間および場所は、公式通知によって示される。
- 15-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのピットクルーはMFJライセンス、参加受理書および健康保険証（コピー可）を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 15-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。
- 15-4 未成年者の参加承諾書は、ライセンス申請時に提出しなければならない。

16 車両検査

- 16-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 16-2 車両検査のための車両は、ライダー本人または当該ライダーのピットクルーが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。また、車両に打刻されたナンバー（エンジン部・フレーム部）が失われている車両については、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレーム・クランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のないフレーム・エンジンについては、車検で、フレーム・エンジンに認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。
- 16-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公

式予選を含む一切の走行を拒否される。

- 16-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

17 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

18 車両の変更

- 18-1 当該大会の車両検査終了後、車検を受けた車両を変更する必要がある場合は、所定の書式に従って変更申請を行い、競技監督が認めた場合に限りフレームまたはエンジン単体の変更が認められる。
第3章競技会 [19]競技出場の申し込み] (42頁)、 [21]ライダーおよび車両の変更] (42頁)
- 18-2 当該大会の車検終了後に車両変更を行う場合の手数料は1回につき5,000円とする。
- 18-3 フレームまたはクランクケース（エンジンアッセンブリー含む）の変更は、車両の変更とみなされ、車両変更手続きをしなければならない。
- 18-4 車両変更は同部門の規則で定められた排気量区分間の変更のみ可能とする。
- 18-5 識別のないフレームおよびクランクケース（エンジン）に変更する場合は、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレーム・クランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のないフレーム・クランクケースについては、車検で、フレーム・エンジン認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。いずれかの提示ができない場合は、原則として競技会への出場は認めない。
規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。

19 部品の変更

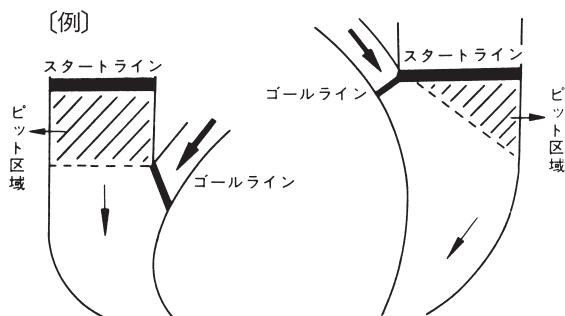
フレーム、クランクケース、サイレンサーの変更は原則として認められない。ただし、あらかじめ検査に合格したサイレンサー、または亀裂や破損等により走行に支障をきたすおそれのあるフレームおよびクランクケースは、当該大会競技監督の判断により変更が認められる。

20 フリープラクティスまたは公式練習

大会によって、フリープラクティスまたは公式練習が設けられる。フリープラクティスへの参加は任意とするが、安全上の理由から参加することが望ましい。公式練習への参加は義務とする。

21 ピットおよびサインエリア

21-1 ピットおよびサインエリアは主催者により指定される。特に指定のない場合のピットエリアは、スタートラインからゴールラインまでの、周回走行の妨げとならないコースサイドまたはコース上である。



21-2 ピットクルーはサインエリアを厳守しなければならない。

21-3 決勝レースにおいては、サイティングラップ終了時間までスターティングエリアをピットエリアとし、当該ライダーへ登録されたピットクルー1名のみ、安全に走行するための作業は認められる。ただし給油作業を行う場合、必ず主催者が指定した場所で行わなければならない。

21-4 ピットエリア内で車両整備などに従事するメカニックの数は、2名以内に限定され、いずれも当該年度有効なピットクルーライセンス所持者で本大会出場申込時に登録された者とする。

21-5 レース中、サイレンサー、マフラー、チャンバー等の部品が外れた、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗およびゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにピットエリアに入り、修理しなくてはならない。修理後、競技役員の許可を得た上で再スタートが認められる。

22 公式予選

22-1 各クラスの出場申し込み台数が、決勝レース出場台数を超えた場合、決勝進出者決定のために公式予選が行われる。

22-2 公式予選の内容

22-2-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。

22-2-2 公式予選の日程は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。

22-2-3 公式予選は原則として大会特別規則もしくは公式通知に示される周回数によって行われる。

23 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は原則として最大30台とするが、各大会ごとに定められる公式通知に示される。

24 スタート位置の決定方法

スタート位置の決定方法は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。一度スターティンググリッドを選択した後の位置の変更は認められない。

25 ウォーミングアップ

25-1 エンジンのウォーミングアップは、主催者より指定された場所および時間帯に限

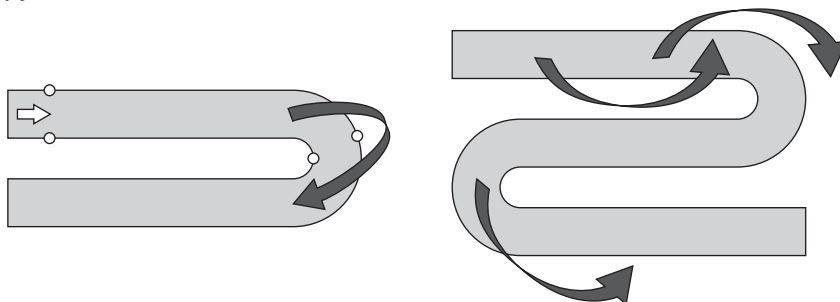
られる。

- 25-2 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）はライダーから“待て”のサインがあっても競技は続行される。

26 レース

- 26-1 スタートまでの行動
- 26-1-1 ライダーは、大会特別規則または公式通知に定められたタイムスケジュールを厳守しなければならない。
- 26-1-2 ライダーは、スタート前チェック後、車両とともに指定区域内に待機していなければならない。
- 26-2 スタート
- 26-2-1 スタートの方法については、原則として各部門ともスターティングマシンを使用したエンジンランニングスタートとする。ただしスターティングマシンを使用しない場合は、主催者の定めるスタート方法とする。
- 26-2-2 スタート位置は、すべて正規のスタートラインからなされるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは、一切考慮されない。
- 26-2-3 スターティングマシンが使用される場合、車両の位置はスターティングマシン後方の区域内とする。
- 26-2-4 スタートの合図は、スタート係の合図（国旗等）によって行われる。ただし、スターティングマシンを使用する場合は、この限りでない。
- 26-2-5 スタート時にフライングがあった場合は、スタートライン前方（第1コーナー付近）において赤旗が提示され、再スタートとなる。また、同一ライダーが再度フライングした場合、当該ライダーは失格となる。
- 26-3 コースアウト
- ライダーは、走行中、止むを得ず定められたコースを外れ、再びコースに戻る場合、安全確認を行い、外れた地点からコースに復帰しなければならない。ただし、外れた地点からコース復帰することが困難な場合は、直近の安全な地点で、**時間・順位いずれの観点でも有利とならないように**、復帰することが認められる。復帰する場合は、安全確認を行わなければならない。（※ジャンプの着地点および後方からのライダーが確認できない位置からのコース復帰は、禁止する。）自分に有利となる場所から復帰した場合、または大会審査委員会で有利と判断された場合、当該審査委員会にてペナルティーが科せられる。
- 26-3-1 コースアウトの詳細
- 定義：直線の両サイドやコーナーのアウト側からはみだす等、時間・順位いずれの観点においても有利にならず、コースに復帰する状態を指す。**

例



復帰方法

減速し、コースアウトした場所からできるだけ近く、コース復帰可能な地形であり、かつ後続ライダーから見える位置から安全を確認して復帰する。(ジャンプの着地点からの復帰は禁止される)

罰則対象となる例

- ①コース復帰時に後続のライダーの走行に影響を与えた（後続に減速させた、回避行動等をさせた等）
- ②順位を上げた
- ③コース外を走行中、減速せずオフィシャルやプレス等を危険にさらした

26-4

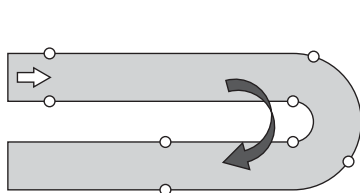
コースのショートカット

コースのショートカットは禁止する。コースをショートカットした場合、その内容に応じてペナルティーの対象となる。ペナルティーの量刑は当該審査委員会にて決定される。

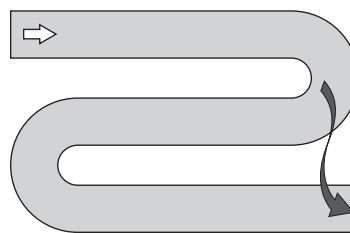
26-4-1

コースショートカットの詳細

定義：一旦コース外に出てコースへ復帰する際、距離・時間・順位のいずれの観点でも有利となる状態を指す。



コーナーのイン側のコース外を走行し距離・時間・順位のいずれの観点でも有利となる行為



コースアウト後、距離・時間・順位のいずれの観点でも有利な場所からコースに復帰する行為

罰則対象となる例

- ①コースをショートカットした場合は、罰則が与えられる（失格・1周減算等）
※危険回避等やむを得ずショートカットし順位を上げてしまった場合においても、速やかに元の順位に戻った場合、罰則の対象とされない場合がある。
- ②コース復帰時に後続のライダーの走行に影響を与えた場合（後続に減速させた、回避行動等をさせた）

27 レース終了

- 27-1 レース終了は、チェッカー旗が振られ、フラッグマーシャルが定位置を離れるか、またはマーシャルがコースを一巡することによって示される。
- 27-2 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、チェッカーフラッグが提示された周をもって終了したものとみなされる。
- 27-3 フィニッシュライン通過の定義
人車一体で、フロントタイヤの先端がフィニッシュラインを通過した時点とする。ただし自動計測機器が使用されている場合は、この限りではない。

28 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

順位は以下の優先順位に基づき決定される（いかなる場合も完走者およびチェッカーが優先される）。

- 28-1 優勝者
優勝者は、定められた周回数またはレース時間を最短時間で完走したライダーとする。
- 28-2 完走者
28-2-1 優勝者の75%（少数点以下は切り捨てる）以上の周回数を完了したライダーを完走者とする。
28-2-2 レース途中でリタイヤしたライダーも28-2-1に基づき完走周回数を完了している場合は、完走者とみなされる。
- 28-3 順位の優先
28-3-1 チェッカーを受け完走周回数を満たしたライダーで周回数の多い順。
28-3-2 28-3-1で同周回の場合はチェッカーを受けた順。
28-3-3 チェッカーを受けられなかった完走周回数を満たしたライダーで、周回数の多い順。
28-3-4 28-3-3で同周回数の場合はゴールライン通過順。
- 28-4 その他の優先順位（未完走者）
この項に該当するライダーは順位は付かないが、リザルト上の優先順位を下記のとおりとする。
28-4-1 周回数の多い順。
28-4-2 同周回数の場合、ゴールライン通過順。
- 28-5 得点
28-5-1 得点は第3章競技会 [28公式得点（ポイント）]（44頁）によって与えられる。
28-5-2 得点は「完走者」に対してのみ与えられる。

29 レース後の車両検査

- 29-1 レース終了後、原則として1～6位の車両は直ちに定められた区域内に管理され、暫定結果発表後20分間保管され、必要に応じて検査される。
- 29-2 上記車両は、必要に応じて車両重量および音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは当該大会審査委員会により罰則が科せられる。

30 レースおよび大会の延期、中止等

第3章競技会 [29競技会の延期および中止等] (44頁) による。

31 抗議

- 31-1 抗議は、第4章MFJ裁定規則 [36競技会における大会審査委員会への抗議] (49頁) による。
- 31-2 抗議は、暫定結果発表後20分以内（全日本・地方選手権共通）に当該ライダーおよびエントラント代表者だけが行うことができる。
- 31-3 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。
- 31-4 車両の分解検査に立ち会う者は、車検長および抗議を受けた当事者のみとする。

32 レース中の違反行為に対する罰則

競技監督の上申に基づき、その軽重により審査委員会が国内競技規則第4章MFJ裁定規則に基づき、罰則を科す。なお、大会審査委員会は、資格停止等さらに重い罰則が相当すると認めた場合、国内規律裁定委員会へ違反事実を報告し、審議依頼することができる。

- 32-1 以下の行為は、自動的に失格とする。
 - 32-1-1 コースを逆走した場合。
 - 32-1-2 同一ライダーが同一レースでフライングを2度繰り返した場合。
 - 32-1-3 レース中に、ピット区域以外のパドックに戻った場合。
 - 32-1-4 レース後の再車検に合格しなかった場合。
- 32-2 以下の行為を行った場合、大会審査委員会がその内容により最大失格の罰則を科す。
 - 32-2-1 示された合図旗に従わなかった場合。
 - 32-2-2 黄旗区間における危険行為
 - 32-2-3 ライダー（メカニック等のチーム関係者含む）が競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）の指示に従わない場合。または、競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）に対して暴言、攻撃的な言動をとった場合。
 - 32-2-4 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合。
 - 32-2-5 故意に走路を妨害した場合。
 - 32-2-6 公式練習、公式予選、サイティングラップを含む決勝レース・決勝ヒート中にコースを走行するライダーがピットエリア以外の場所で指示を受けた場合、ライダーに対し罰則が科せられる。
 - 32-2-7 レース中に外部からの援助を受けた場合。
 - ※外部からの援助の定義
 - 公式練習、公式予選およびレース／ヒートの間にピットエリア以外の場所で外部からのいかなる援助を受けた場合を指す。
 - （ただし、主催者に任命された競技役員がその役務の一環として安全上の理由から行う行為を除く）
- 32-3 その他、競技規則に対する罰則は、第4章MFJ裁定規則 (47頁～) による。
- 32-4 参加者は第3章競技会 [15競技参加者の遵守事項] (40頁) を守らなければならない。

33 環境への配慮

モトクロスは自然の中で行うスポーツであり、このすばらしいスポーツを存続する為、競技中のみならず、日頃の練習時にもライダー・関係者は下記事項に注意しなければならない。

- ①全てのパーキングエリアを清潔に保つこと。
- ②パドックにおいては地面にオイル・ガソリン等をこぼさないようにマシンの下に環境マット（防水素材のシート）を使用すること。
- ③ゴミは全て持ち帰ること。
- ④地元住民に配慮し、通行時や早朝・夜間のエンジン音など注意すること。
- ⑤パーキング規制を重視し、緊急の場合のために通路を綺麗に保つこと。
- ⑥喫煙は喫煙場所以外で行わないこと。
- ⑦モトクロス場で決められたエンジンを掛けて良い時間を守ること。
- ⑧施設で定められた音量規制がある場合はそれを守ること。
- ⑨パドック利用においては他人を敬い、必要以上のスペースを確保せず、常に譲り合いの精神を持つこと。
- ⑩パドックでの宿泊が認められた大会においては、周囲に迷惑がかかる行為（深夜に及ぶ騒ぎ声や飲酒等）は厳に慎まなければならない。
- ⑪パドック内における貴重品の管理は全て各自で責任をもつこと。主催者、施設は一切責任を負わない。
- ⑫会場では常に防火対策に努め、ABC粉末タイプ4型（内容量1.2kg）以上の消火器を準備しておく。

34 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

35 本規則の施行

本規則は、2017年1月1日より施行する。